

| | |
|------|--|
| 要件事項 | <p><航空／海上共通業務> EPA 税率適用可能ワーニング等の出力条件の変更</p> |
| 機能概要 | <p><変更前仕様> 輸入申告事項登録業務等において、EPA 協定税率が適用可能な品目であるにも関わらず、原産地証明書識別に EPA 用のコードを入力しない場合、「W0063-0000-0000」又は「W0064-0000-0000」の注意喚起メッセージ（ワーニング）が出力され、また「特惠税率適用可能識別」項目に「M」又は「B」が出力される。</p> <p><変更後仕様> EPA 協定税率が適用可能な品目に係る上記注意喚起メッセージ（ワーニング）及び「特惠税率適用可能識別」の出力（以下「ワーニング等」という。）条件について、システムに出力不要である旨の登録を税関が行った場合は、ワーニング等の出力対象外とする。</p> |

1. 変更内容

(1) オンライン業務の変更

(A) 経済連携協定税率が適用可能な品目に係るワーニング等の出力条件の変更

経済連携協定税率が適用可能な品目が入力された申告欄において、経済連携協定用の原産地証明書識別が入力されていない場合は、経済連携協定税率が適用可能な品目が存在する旨のワーニング等を出力している。

既存のワーニング等の出力条件に、以下の判定処理を追加する。

(a) 判定処理の追加

システムにワーニング等の出力不要である旨の登録（※）があるかどうかを確認するよう、処理を追加する。

システムにワーニング等の出力不要である旨の登録がある場合は、該当欄に対し、以下の対応を行う。

①経済連携協定税率が適用可能な品目が存在することの注意喚起メッセージを出力しない。

②「特惠税率適用可能識別」項目について、以下のコードに該当しない。

M：マルチ協定適用可能

B：バイ協定適用可能

※システムへのワーニング等の出力不要である旨の登録は、税関において実施する。

2. 変更対象業務

<オンライン業務>

- ・「輸入申告事項登録（IDA）」業務
- ・「輸入申告変更事項登録（IDA01）」業務
- ・「シングルウィンドウ輸入申告事項登録（SWA）」業務
- ・「一括特例申告事項登録（TKA01）」業務
- ・「インボイス・パッキングリスト仕分情報登録（IVB）」業務
- ・「インボイス・パッキングリスト仕分情報仮登録（IVB02）」業務

3. 特記事項

システムにワーニング等の出力不要である旨の登録を実施する前後で、仕掛り中の申告において、注意喚起メッセージが出力されなくなる場合や「特惠税率適用可能識別」の出力内容が変わる場合があります。

4. リリース予定日／サービス開始予定日

平成31年3月17日（日）保守時間帯